

白山市更生支援・再犯防止推進計画

～黄色い羽根計画～



令和4年3月

白 山 市

はじめに



本市では、平成29年度から10年間のまちづくりの指針として、「健康で笑顔あふれる元気都市 白山」を将来都市像とする「第2次白山市総合計画」を策定し、「健康」「笑顔」「元気」の3つの基本理念のもと、まちづくりの目標の一つに「市民の暮らしを支える快適で笑顔あふれる安全なまちづくり」を掲げ、各施策の展開を図っています。

また、本市は平成30年6月15日、国連が定める「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けた優れた取組を提案した自治体として、「SDGs 未来都市」に選定されており、各施策の事業見直しに際しては、SDGs 推進の視点をより反映させていくこととしております。

平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことを受け、「白山市更生支援・再犯防止推進計画」を策定することとし、SDGs 推進の視点を一層取り入れ、更生支援及び再犯防止に関する施策を推進していくこととしました。

この計画では、広報・啓発活動の推進、就労・住居の確保、保健医療・福祉的支援、非行の防止と修学支援、関係機関・団体等との連携強化の分野において、市と関係団体等の役割を踏まえ、更生支援及び再犯防止に対して広く市民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を目指していきます。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年3月

白山市長 山田 憲昭

目 次

第1 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	5
3 計画の対象者	6
4 計画期間.....	6
第2 再犯防止をとりまく状況.....	7
1 再犯者数・再犯者率	7
2 検挙人員中の就労状況	11
3 基本方針.....	12
4 期間中における計画進捗状況の確認等.....	14
第3 重点課題 ～今後取り組んでいく施策～	15
1 広報・啓発活動の推進	15
2 就労・住居の確保.....	18
(1) 就労の確保	18
(2) 住居の確保	21
3 保健医療・福祉的支援	22
(1) 高齢者又は障害のある者等への支援.....	22
(2) 薬物等の依存を有する者への支援.....	25
4 非行の防止と修学支援	27
(1) 「非行の防止」 具体的施策	27
(2) 「修学支援」 具体的施策	30
5 関係機関・団体等との連携強化	31
参考資料	33
白山市再犯防止推進計画策定委員	40
計画の副題及びシンボルマークについて.....	41

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新し、14年には285万4,061件にまで達しましたが、15年から19年連続で減少し、令和3年は56万8,104件で、戦後最少であった令和2年を更に下回りました。また、全国刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,027人を記録しましたが、17年から減少に転じ、令和2年は18万2,582人となり、令和3年は更に減少し17万5,041人でした。

一方で再犯者率（検挙人員に占める再犯者の比率）は、年々増加し、近年は50%に近づいていることから、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。国においては、平成15年に犯罪対策閣僚会議を開催し「犯罪に強い社会の実現のための行動計画～「世界一の安全な国、日本」の復活を目指して～」を策定、平成24年に「再犯防止に向けた総合対策」を、平成26年には「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」をそれぞれ犯罪対策閣僚会議で決定するなど、様々な再犯防止対策を講じてきました。

そのような中、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、法第4条第2項では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とし、法第8条第1項では「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されました。平成29年には、再犯防止推進計画（期間：平成30年度から令和4年度末）が閣議決定され、県は令和2年3月、「石川県再犯防止推進計画」を策定しています。

国では、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月閣議決定）に基づき、孤独・孤立対策の重点計画を策定し、（令和3年12月孤独・孤立対策推進会議決定）同重点計画内に（Ⅱ.具体的施策 ④地域における包括的支援体制の推進 地方公共団体における再犯防止の取組の推進【法務省】）が盛り込まれています。

このような状況を踏まえ、本市では、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進と共生のまちづくりを推進し、新たな犯罪被害の発生を防止することを目的とした「白山市更生支援・再犯防止推進計画～黄色い羽根計画～」を策定し、「快適で笑顔あふれる安全で安心して暮らせる白山市」の実現を目指します。

孤独・孤立対策の重点計画について（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）

地方公共団体における再犯防止の取組の推進（法務省）

ア) 現状

高齢、障害、生活困窮等の様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等については、社会で孤立しやすく、その再犯を防止するためには、刑事司法手続終了後も継続する「息の長い」支援が重要であり、地方公共団体や民間団体等と刑事司法関係機関の分野を越えた連携が必要とされています。この点、平成28年に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、再犯防止施策を講ずることとされているところです。

法務省においては、地域における再犯防止施策を促進するため、これまで「地域再犯防止推進モデル事業」を通じた地方公共団体における先進的な取組の創出・共有や、地方公共団体による再犯防止推進計画策定の参考となる資料の提供等の取組を進めています。

イ) 課題

地方公共団体が再犯防止の取組を進めるためには、再犯防止に関する知見やノウハウを得るとともに、取組の実施に向けた体制の整備などが必要不可欠ですが、これらを独自に実施可能な団体は未だ一部に限られており、引き続き地方公共団体における取組を促進するため、そのニーズを踏まえた支援を行うことが求められています。また、地方再犯防止推進計画の策定も徐々に進んでいるものの、その進捗管理や見直し等といったフォローアップが適切に行われる必要があります。

ウ) 目標

長期的目標：地域における再犯防止の取組の定着・促進

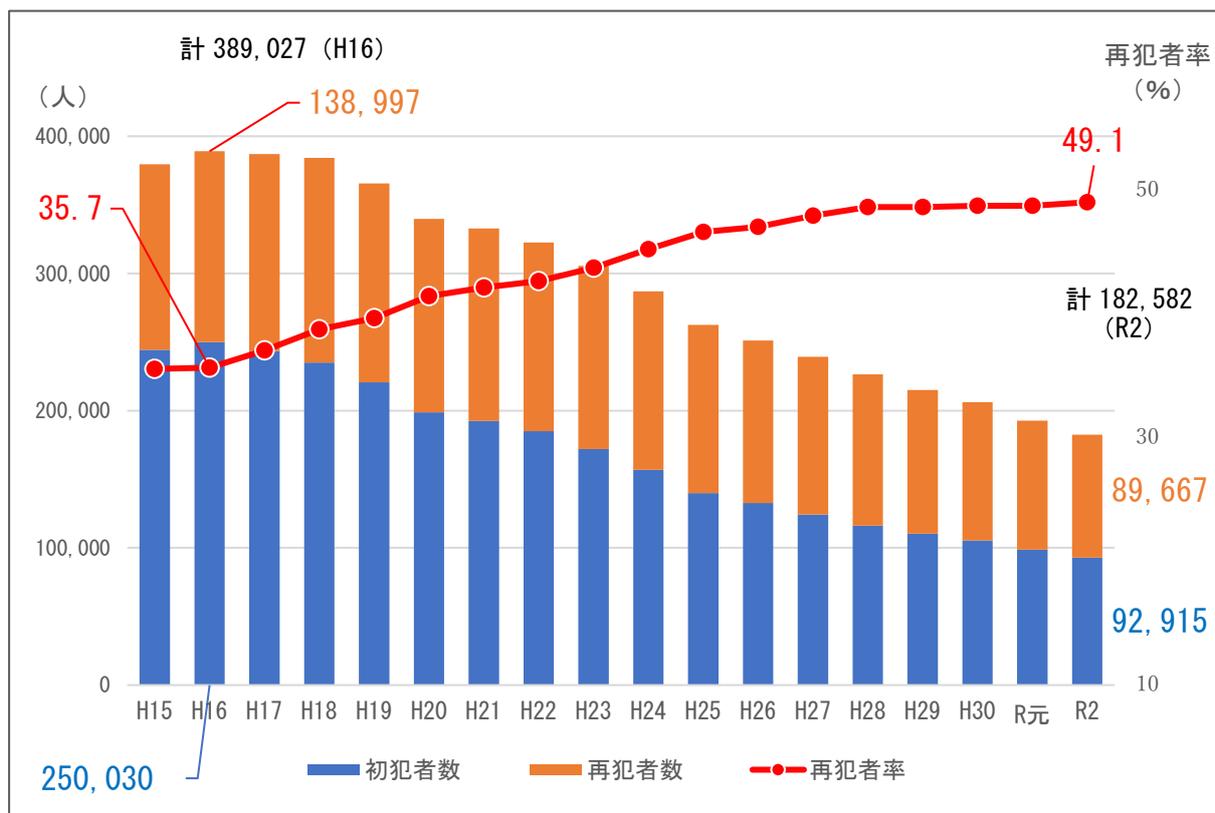
短期的目標：地方再犯防止推進計画の策定促進（計画策定数：対前年度比1割以上増）

エ) 対策

法務省において、引き続き再犯防止の先進的な取組事例の共有を図るほか、地方公共団体のニーズを収集した上で、それを踏まえた支援を充実させる等、地方公共団体における再犯防止の取組を促進

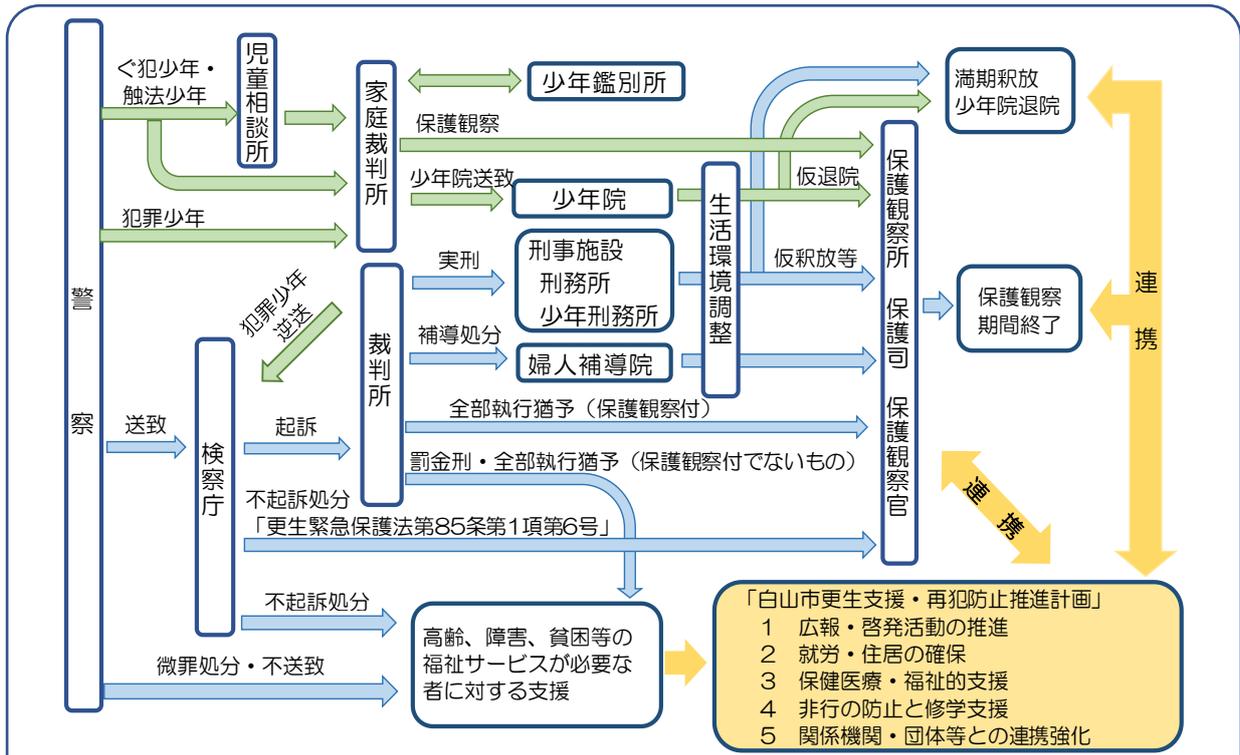
資料：内閣官房 孤独・孤立対策担当室「孤独・孤立対策の重点計画」

【全国の刑法犯検挙人員中の初犯者数・再犯者数・再犯者率の推移】



資料：令和3年度版 再犯防止推進白書

【更生支援の流れ】



○検察庁

少年事件：警察から送致された事件等について、捜査し、家庭裁判所に送致します。

成人事件：警察から送致された事件等について、捜査し、起訴・不起訴の処分を行います。

○刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘留所を総称して刑事施設といいます。有罪判決を受け、受刑者となった者は刑務所又は少年刑務所で刑に服します。

○保護観察

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人がある対象となります。

○保護観察所

成人事件：刑務所から仮釈放になった人、保護観察付執行猶予になった人に対して保護観察を実施します。

少年事件：家庭裁判所で保護観察処分を受けた人、少年院から仮退院になった人に対して保護観察を実施します。

○少年鑑別所

家庭裁判所による審判のため、心理学等の専門的知識に基づいて、少年の心身の状態を調査・診断し、非行の原因の解明や処遇方針の提示を行います。

○少年院

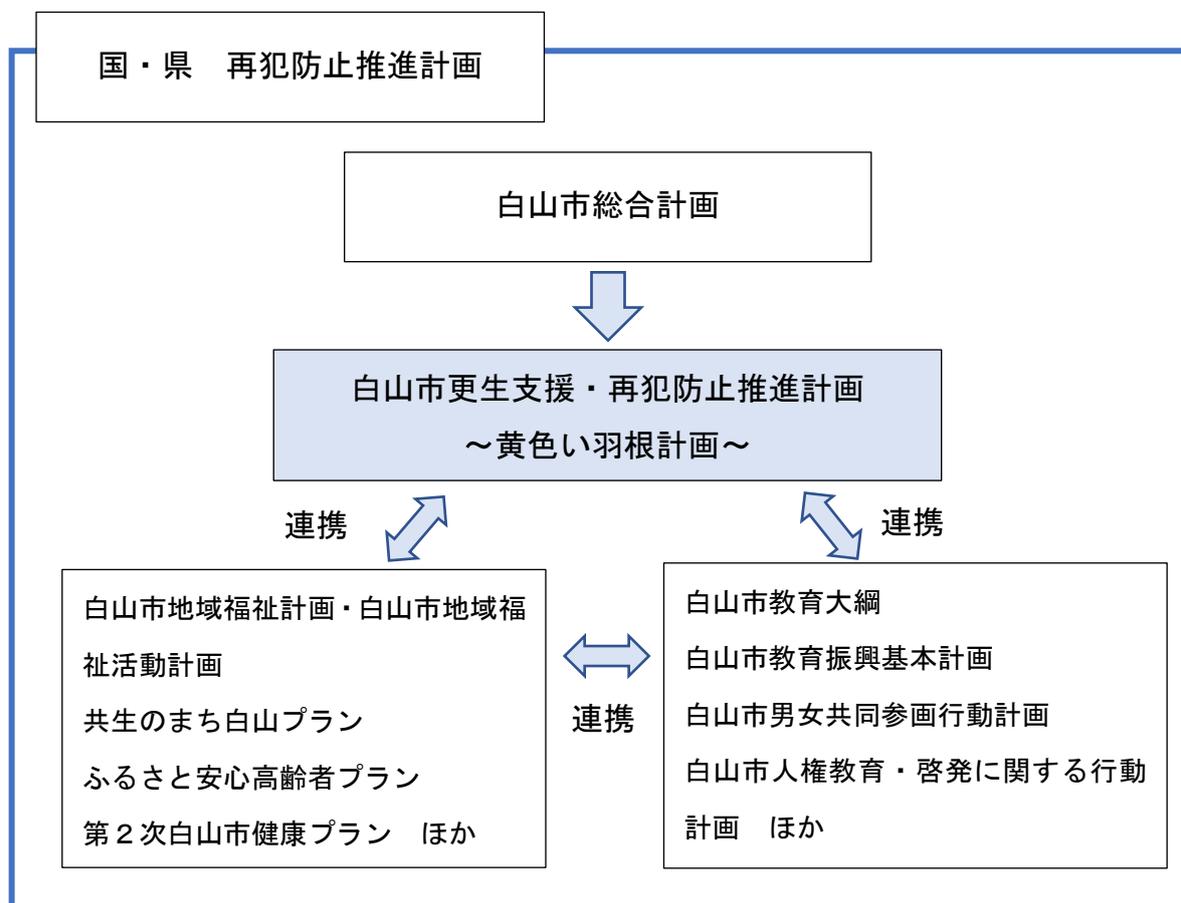
家庭裁判所から保護処分として少年院送致を言い渡された少年を収容するための施設で、非行を行った少年に対して改善更生のための処遇を行う矯正施設です。

○生活環境調整

刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画に基づき策定します。
また、国や県の再犯防止推進計画の取組内容を踏まえるとともに、「白山市総合計画」をはじめとする関係計画と連携を図ります。



再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の対象者

計画の対象者は、市に居住する又は居住する見込みのある者等で、罪に問われた者等とします。

罪に問われた者等とは、法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」のほか、被告人、被疑者のみならず有責性※を問われなかった者のうち、法第3条第3項に定める

「犯罪の責任等を自覚すること」

「被害者等の心情を理解すること」

「自ら社会復帰のために努力すること」

を認識、理解している者としてします。

※有責性とは

犯罪が成立するには、「構成要件該当性」「違法性」「有責性」の3要件が揃った場合に成立します。

- 「構成要件該当性」・・・刑法などの刑罰法令に規定されている犯罪の成立要件をいいます。
- 「違法性」・・・違法性阻却事由の有無によって判断され、正当防衛や正当業務行為等の阻却事由があれば、違法性がないため犯罪は成立しません。
- 「有責性」・・・責任阻却事由の有無によって判断され、心神喪失状態であれば、有責性はないと判断されます。

4 計画期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、今後の社会情勢の変化や国の計画の見直しを含め、必要に応じて見直すこととします。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
市				計画策定	白山市更生支援・再犯防止推進計画						
							必要に応じ見直し	次期計画策定	次期計画		
県			石川県再犯防止推進計画								
							次期計画策定	第2次石川県再犯防止推進計画			
国	再犯防止推進計画										
		R元.12.23 加速化プラン		次期計画策定	第2次再犯防止推進計画						

第2 再犯防止をとりまく状況

1 再犯者数・再犯者率

県内の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少している中、県内の刑法犯の検挙人員に占める過去4年間の再犯者数及び再犯率は、

平成29年：1,327人(55.7%)、平成30年：1,248人(51.9%)、
令和元年：1,319人(52.3%)、令和2年：1,236人(51.5%)

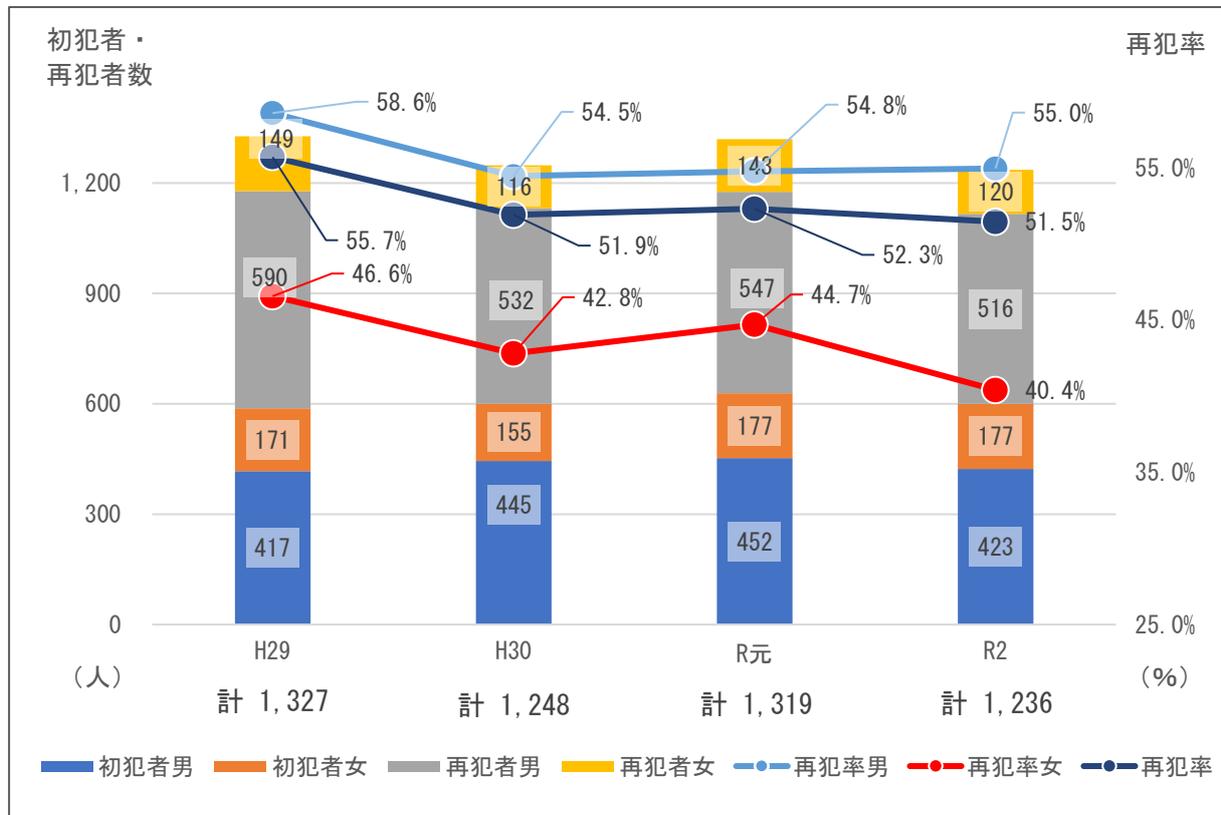
と推移し、減少傾向にあります。

また、白山市及び野々市市を管轄する白山警察署管内における刑法犯の検挙人員に占める過去4年間の再犯者数及び再犯率は、

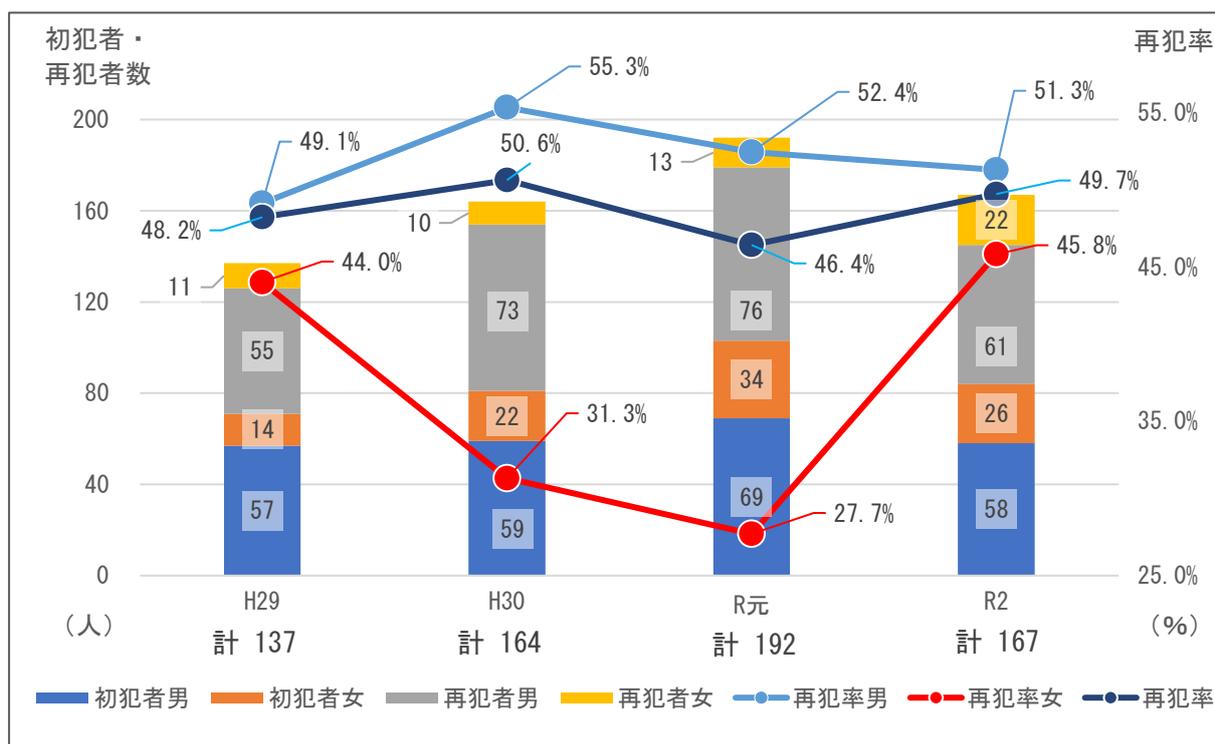
平成29年：137人(48.2%)、平成30年：164人(50.6%)、
令和元年：192人(46.4%)、令和2年：167人(49.7%)

と推移し、令和2年の再犯者率は前年比で3.3ポイント増加しました。

【石川県警察 検挙人員中の再犯者数及び再犯者率】 ※刑法犯及び薬物事犯。少年は除く。



【白山警察署 検挙人員中の再犯者数及び再犯者率】 ※刑法犯及び薬物事犯。少年は除く。



資料：名古屋矯正管区更生支援企画課

◎ 更生支援等の認知度・協力雇用主の現状

「更生保護¹活動・再犯防止に関する市民の認知度」の現状値は38.9%、「市内における協力雇用主数³」の現状値は11人となっています。

更生保護 ¹ 活動・再犯防止に関する市民の認知度 （「社会を明るくする運動 ² 」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがある人の割合）	38.9% （国・H30）
市内における協力雇用主 ³ 数 ※個人・法人は問わない	11人 （市・R3.11）

¹ 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善・更生することを助ける取組

² すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪に問われた者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動

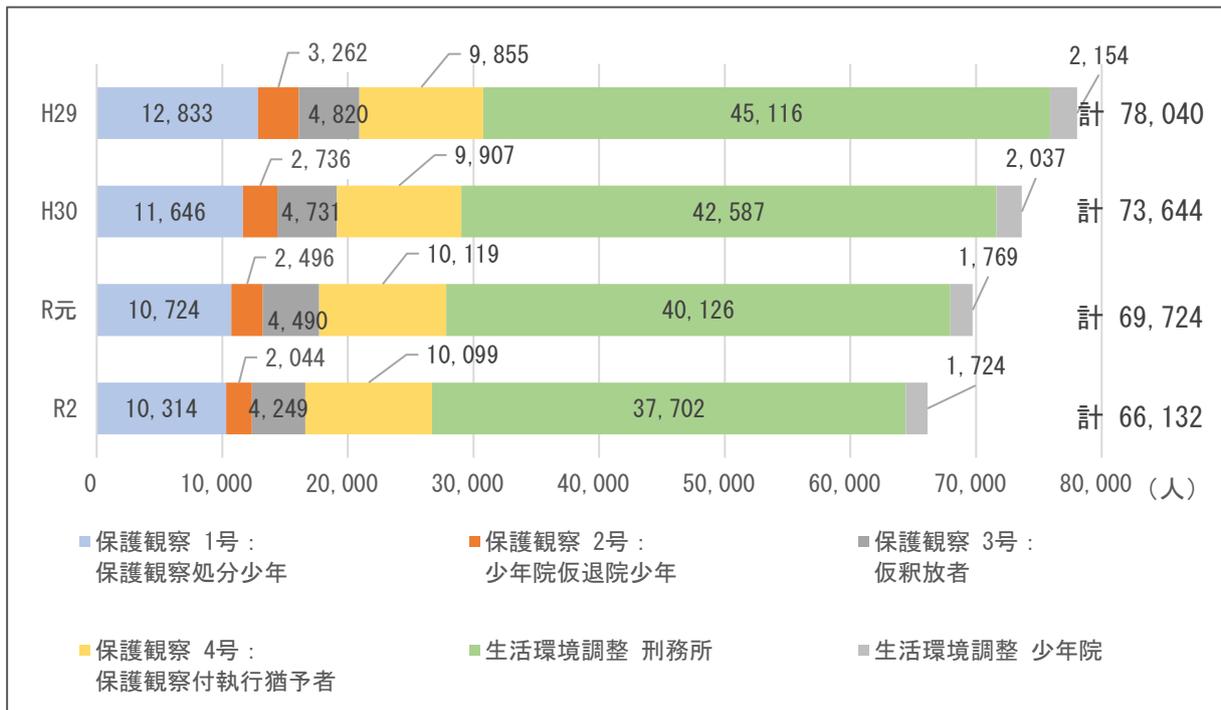
³ 罪に問われた者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、罪に問われた者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主のこと。

◎ 保護観察中の事件数及び生活環境調整の推移について

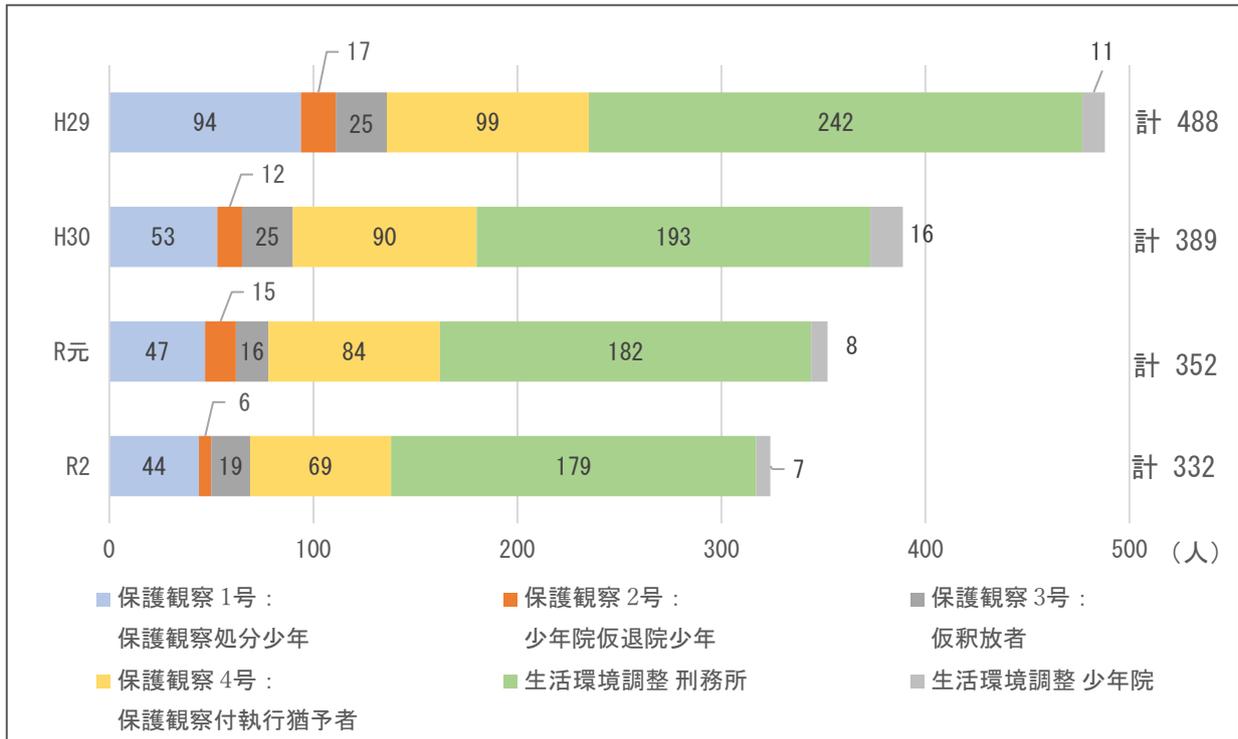
「白山市・野々市市」、「県」、「全国」の保護観察中の事件数及び生活環境調整の事件数は、概ね減少傾向にあります。

		保護観察								生活環境調整					
		1号 保護観察処分少年		2号 少年院仮退院少年		3号 仮釈放者		4号 保護観察付 執行猶予者		計	刑務所		少年院		計
		件	構成比	件	構成比	件	構成比	件	構成比		件	構成比	件	構成比	
H29	白山市・野々市市	10	35.7%	1	3.6%	4	14.3%	13	46.4%	28	17	100.0%	0	0.0%	17
	県	94	40.0%	17	7.2%	25	10.6%	99	42.1%	235	242	95.7%	11	4.3%	253
	全国	12,833	41.7%	3,262	10.6%	4,820	15.7%	9,855	32.0%	30,770	45,116	95.4%	2,154	4.6%	47,270
H30	白山市・野々市市	7	35.0%	1	5.0%	1	5.0%	11	55.0%	20	19	90.5%	2	9.5%	21
	県	53	29.4%	12	6.7%	25	13.9%	90	50.0%	180	193	92.3%	16	7.7%	209
	全国	11,646	40.1%	2,736	9.4%	4,731	16.3%	9,907	34.1%	29,020	42,587	95.4%	2,037	4.6%	44,624
R元	白山市・野々市市	3	23.1%	1	7.7%	1	7.7%	8	61.5%	13	14	100.0%	0	0.0%	14
	県	47	29.0%	15	9.3%	16	9.9%	84	51.9%	162	182	95.8%	8	4.2%	190
	全国	10,724	38.5%	2,496	9.0%	4,490	16.1%	10,119	36.4%	27,829	40,126	95.8%	1,769	4.2%	41,895
R2	白山市・野々市市	4	23.5%	1	5.9%	1	5.9%	11	64.7%	17	11	91.7%	1	8.3%	12
	県	44	30.1%	6	4.1%	19	13.0%	77	52.7%	146	179	96.2%	7	3.8%	186
	全国	10,314	38.6%	2,044	7.7%	4,249	15.9%	10,099	37.8%	26,706	37,702	95.6%	1,724	4.4%	39,426

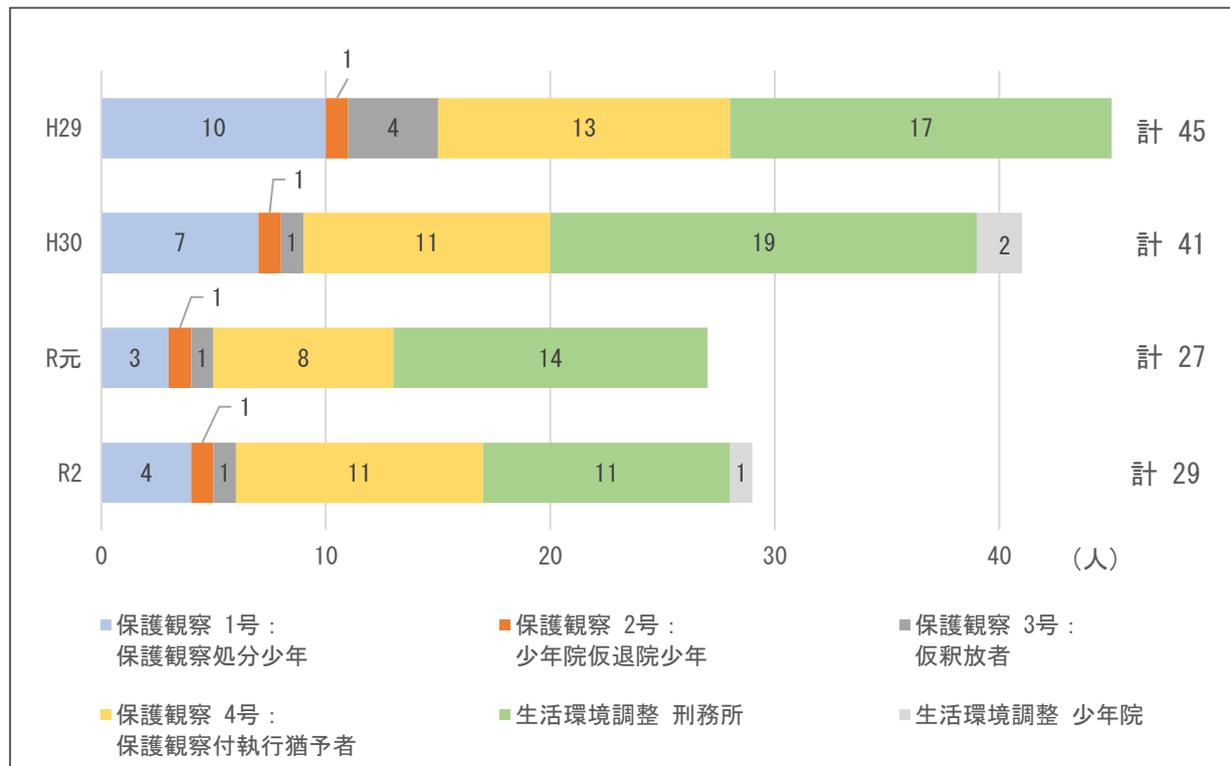
【全国の保護観察及び生活環境調整の推移】



【県内の保護観察及び生活環境調整の推移】



【白山市・野々市市内の保護観察及び生活環境調整の推移】

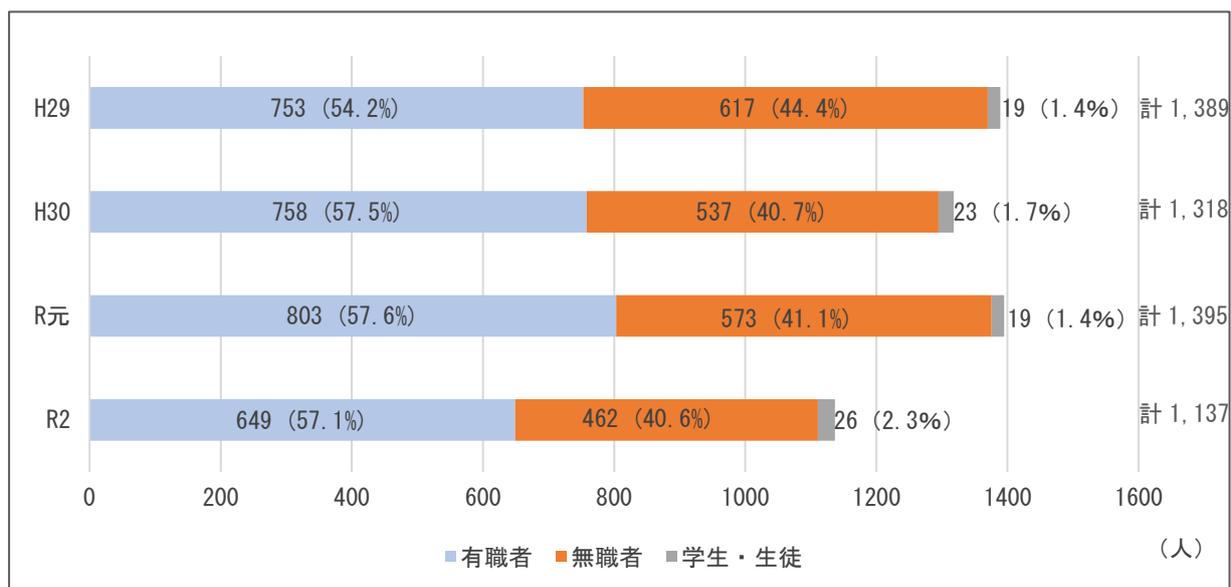


資料：金沢保護観察所

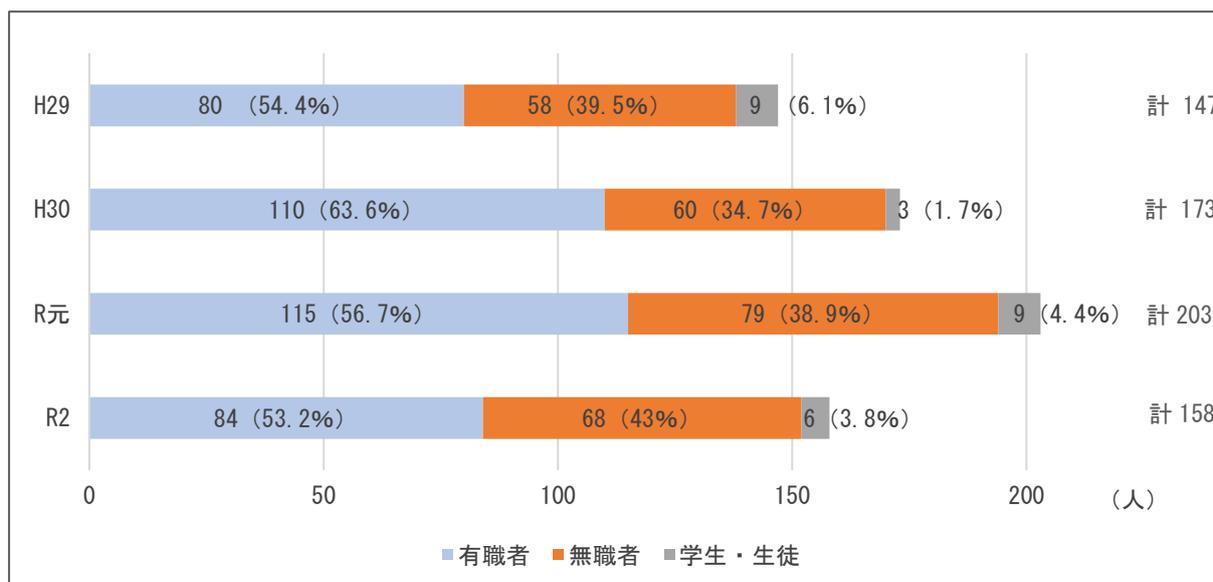
2 検挙人員の就労状況

平成29年から令和2年までの4年間における県内の刑法犯及び薬物事犯検挙人員中の有職者率は、54.2%～57.6%（平均56.6%）であり、同期間における白山警察署検挙人員中の有職者率は、53.2%～63.6%（平均56.9%）となっています。また、令和2年の入所受刑者の就労状況別構成比は、男女ともに再入者のうち無職の者の割合が最も高くなっています。

【石川県警察 検挙人員中の就労状況】



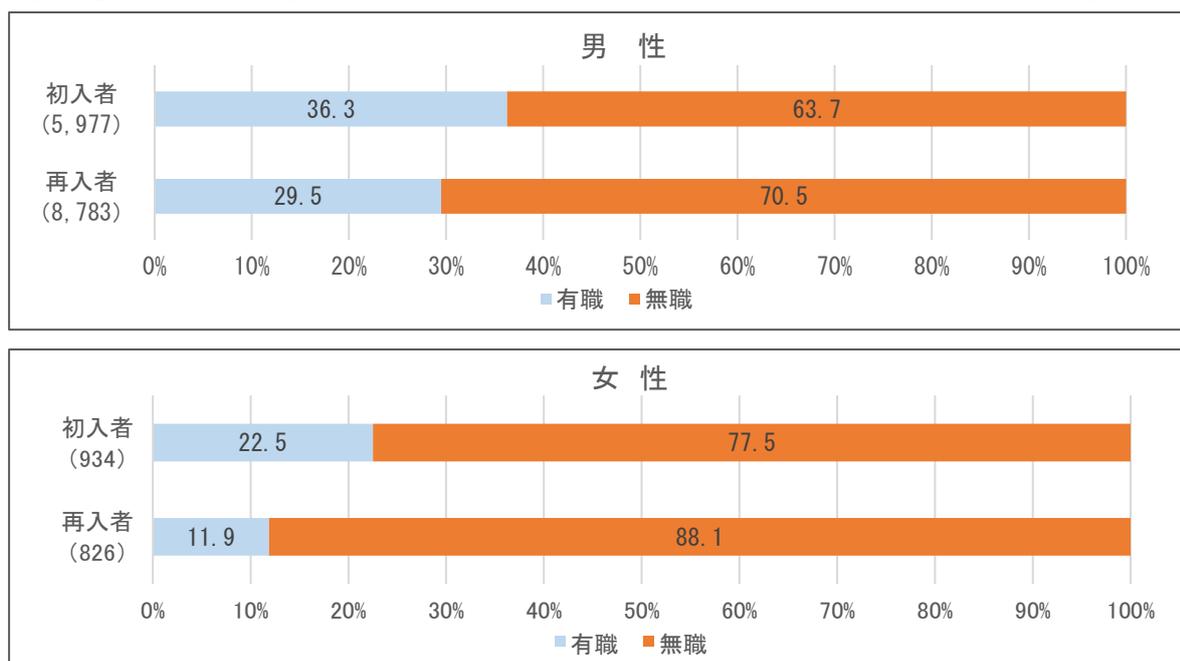
【白山警察署 検挙人員中の就労状況】



資料：名古屋矯正管区更生支援企画課

※検挙人員・被疑者や犯罪行為を特定し、検察庁に書類送致等を行った人数

【令和2年入所受刑者中の就労状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）】



資料：令和3年版犯罪白書

※入所受刑者・・・裁判が確定し、刑務所等に入所した者

3 基本方針

(1) 重点課題

国の再犯防止推進計画で示されている5つの基本方針、7つの重点課題を踏まえ、実情に応じ、罪に問われた者等が、多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の5つの重点課題に取り組みます。

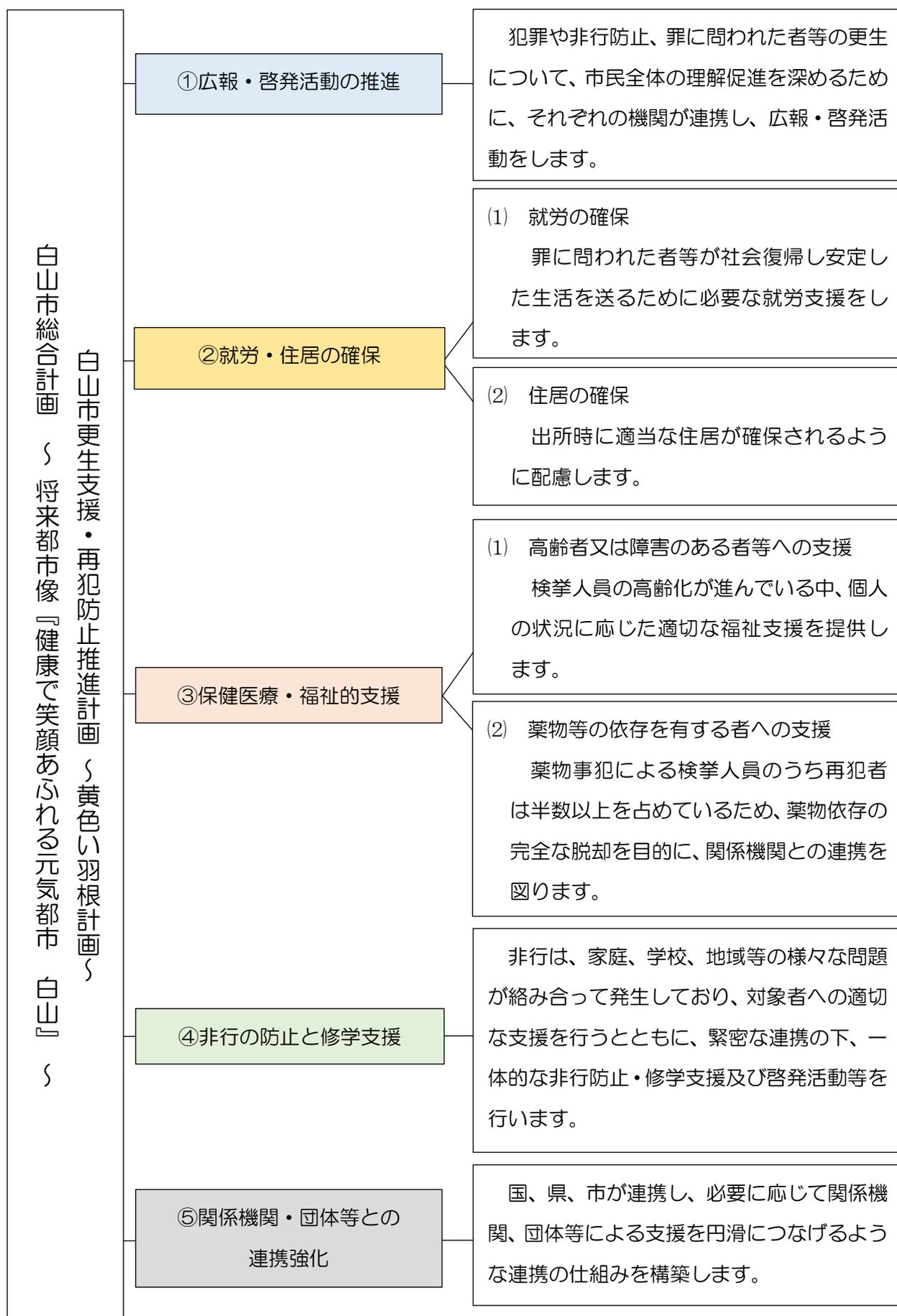
「白山市更生支援・再犯防止推進計画～黄色い羽根計画～」重点課題

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉的支援
- ④ 非行の防止と修学支援
- ⑤ 関係機関・団体等との連携強化

(2) 罪に問われた者等の特性に応じた取組

再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、犯罪や非行の内容はもとより、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、対象者の特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていきます。

計画の体系図



4 期間中における計画進捗状況の確認等

本計画の進捗状況については、前述（8ページ表中）の

「更生保護活動・再犯防止に関する市民の認知度」（38.9%）

「市内における協力雇用主数」（11人）

を指標とします。

各種取組により、前述の現状値からの向上を図り、期間中の進捗状況の確認を令和6年度のアンケート調査により実施します。

これらの認知度や雇用主数を増加させることで、市民の更生保護活動等への理解を深め、後述の国、県の目標の達成につなげます。

《参考》

(1) 国の目標

（平成24年7月「再犯防止に向けた総合対策」より）2年以内再入率の基準値から、令和3年までに20%以上減少させる。

(2) 県の目標

国と同様20%以上減少させる。

再犯者数：683人（平成30年）×0.8（20%減）

⇒540人以下（令和6年までに）

第3 重点課題 ～今後取り組んでいく施策～

1 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と罪に問われた者等の更生について、広く市民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

● 現状と課題

罪に問われた者等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、刑事司法関係機関だけでなく、行政と地域の関係団体が主体となり、地域住民に対しての広報・啓発活動の実施が必要です。

また、実施主体が様々な取組を実施することにより、行政関係機関窓口や社会福祉協議会、地域の関係団体等に対し、罪に問われた者等の社会復帰に向けた支援についての理解を促進することが重要となります。

● 市の取組

「社会を明るくする運動強調月間」の周知・啓発	市民相談室
毎年7月に全国展開される「社会を明るくする運動強調月間」において、白山野々市保護区保護司会 ⁴ を中心に更生保護団体や地域関係団体等が取り組む様々な活動の周知啓発等を支援します。	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	いきいき健康課
薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。	
薬物乱用防止教育	学校指導課
石川県薬物乱用対策推進本部 ⁵ と連携して、市内の小中学校の児童、生徒を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。	

⁴ 白山市と野々市市内で保護司会を組織し、研修や関係機関との連絡調整、広報活動などを行っている。

⁵ 県を中心に、覚醒剤、大麻及び危険ドラッグ等の違法薬物の乱用の根絶を期し、健全な社会を構築することを目的に、関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ効果的な乱用防止対策について協議する組織

非行防止教育	学校指導課
警察と連携して、市内の小、中学校の児童、生徒を対象にいじめ、万引き、SNS等のインターネット利用に起因するトラブル等の広報・啓発の非行防止教室「ピュアキッズスクール」を実施し、非行・被害防止と若者の健全育成を図ります。	
人権教育・啓発	市民相談室
白山市人権教育・啓発に関する行動計画を踏まえ、あらゆる教育、研修、啓発の場を通して、子どもから大人まですべての市民が日常生活の中で人権を意識し、人権問題を誰かではなく、自分の問題として受け止め、相手を思いやり、お互いに多様な個性・ちがいを認め合い行動できる共生社会の実現をめざし、推進します。	
青少年健全育成・非行防止の啓発	生涯学習課
青少年育成センター常勤指導員及び少年育成指導員による「見える巡視・温かい声かけ」中心の巡回指導の実施など、非行防止活動に取り組みます。また、「子ども・若者育成支援協調月間」である11月に、関係団体等とともに青少年の非行防止とマナー向上に関する啓発活動を実施し、青少年の健全育成を推進します。	
万引き防止活動	生涯学習課
青少年育成センター常勤指導員及び少年育成指導員による「見える巡視・温かい声かけ」中心の巡回指導の実施など、非行防止活動に取り組みます。	
あいさつ運動	生涯学習課
心の推進協議会が毎年9月に実施している「グッドマナーキャンペーン」に合わせ、市内の各種団体が通学路、駅等であいさつ運動等を実施し、社会全体で青少年の規範意識の向上を図ります。	
支援関係機関・団体等への周知	各事業の実施主体
行政関係機関窓口や社会福祉協議会、地域の関係団体等が、各種会議や出前講座等を活用し、罪に問われた者等の社会復帰に向けた支援の必要性についての理解を促進します。	
相談窓口等の周知	各事業の実施主体
相談窓口や支援制度の周知について、ホームページへの掲載や公共施設への掲示により、支援を必要とする相談者等へ周知を図ります。	

● 関係機関・団体の取組

<p>“社会を明るくする運動”「市民のつどい」</p>	<p>白山野々市保護区保護司会</p>
<p>「社会を明るくする運動強調月間」である7月に、社会を明るくする運動「市民のつどい」において内閣総理大臣メッセージ伝達や地元中学校吹奏楽部によるコンサートを通して更生保護団体や地域関係団体等が取り組む様々な活動の周知啓発等を行います。</p>	
<p>「社会を明るくする運動強調月間」街頭啓発キャンペーン</p>	<p>白山野々市保護区保護司会</p>
<p>犯罪や非行の防止と罪に問われた者等の立ち直りの理解を促進するために、「社会を明るくする運動強調月間」に地域関係者等と連携して、商業施設等で街頭啓発活動に取り組みます。</p>	
<p>「ダメ。ゼッタイ。」普及運動</p>	<p>白山野々市保護区保護司会</p>
<p>薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築するために、街頭啓発活動に取り組みます。</p>	

2 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

刑務所出所者等が安定した職を得て、そこに定着するためには、本人の意向や適性などを踏まえたきめ細かな支援が必要です。

また刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことから、生活の安定のための就労の確保が重要です。

● 現状と課題

罪に問われた者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも大きく影響するなど重要な要素ですが、一般に刑務所出所者等の求職活動は、前科等のため困難が大きく、一旦就職しても、基本的なマナーや対人関係能力の不足により早期に離職するなど、職場定着に困難を伴う場合が多くあります。

● 市の取組

協力雇用主制度のPR	商工課
国の機関と連携しながら協力雇用主制度のパンフレット等の配布など協力雇用主制度のPRに努めます。	
協力雇用主への支援	監理課
罪に問われた者等を積極的に雇用する協力雇用主として金沢保護観察所に登録した企業に対し、市の競争入札参加資格審査において、主観的事項として加点措置を講じます。	
障害者の雇用促進に取り組む事業者への支援	監理課
障害者の雇用の促進等に取り組む事業者に対し、市の競争入札参加資格審査において、主観的事項として加点措置を講じます。	
障害者の就労支援	障害福祉課
障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、障害福祉サービス事業所（就労支援）等、官民連携で取り組む「ノーマネットはくさんしごと部会」を中心に、一般就労、福祉就労の促進、障害者理解促進などに取り組めます。	

高齢者の就労支援	長寿介護課
シルバー人材センターとの連携により60歳以上で働く意欲のある健康な人に対し、臨時的かつ短期的または軽易な就業の機会を提供します。	
中高年齢者及び障害者の職業開発能力及び雇用の促進に対する支援	商工課
職業能力開発促進法第15条の7第1項及び第3項に規定する職業訓練を受けた45歳以上の中高年齢者及び障害者に対し、奨励金を交付します。	
白山野々市保護区保護司会が推薦する者に対する就労支援	職員課
白山野々市保護区保護司会と協力・連携し、保護観察 ⁶ 処分中の少年等を市の職員として臨時的に任用し、市役所内における就労を通じて、社会生活の自立を図り、また、民間企業等への一般就労を目指した就職活動を支援します。	

◎本市における保護観察対象者の雇用

本市と白山野々市保護区保護司会は平成25年12月20日、就労支援に関する協定を締結しました。

本市が保護観察対象者を雇用することによって、雇用された本人に自信と就労習慣を習得させ、業務経験を踏まえて民間企業等への就職につなげます。

また、保護観察対象者の雇用を通じて、罪に問われた者等の社会復帰を支援することの意義や必要性を地域の民間企業に対して啓発することで、民間企業の保護観察対象者に向けた自主的な取組を図ります。

⁶ 犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判所で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。

● 関係機関・団体の取組

就労支援の充実	ハローワーク白山
<p>矯正施設や保護観察所からの協力依頼があった支援対象者に対し、各機関と連携を図りながら職業相談等の就労支援を行います。また、矯正施設入所者が出所後にハローワークへ求職申込を行った場合も、担当窓口にて職業相談や職業紹介など個別支援を行います。</p>	
生活困窮者自立支援制度 ⁷ における自立相談支援	白山市社会福祉協議会
<p>就労できない、住居がない、収入がない、負債がある等の悩みを抱えた相談者に対して、生活と就労に関する相談員が包括的な相談支援を行い、その人に応じた自立に向けたプランを作成し、当該プランに沿って関係機関と連携して支援を行います。</p>	
生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業	白山市社会福祉協議会
<p>一般就労が困難な人に対し、日常の生活習慣を整えたり、職場見学、ボランティア活動への参加などでコミュニケーション能力を高めるなどの社会的な自立のための支援を行います。</p>	
協力雇用主の開拓	白山野々市保護区保護司会
<p>市内企業等における協力雇用主としての理解と協力を進め、新たな協力雇用主の開拓に取り組みます。</p>	

⁷ 生活に困窮している方の自立と尊厳を確保し、健康や日常生活をよりよく保持する「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持する「社会生活自立」、経済状況をよりよく安定させる「経済的自立」のための援助を行うもの。

(2) 住居の確保

刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。

● 現状と課題

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための要素の一つであり、再犯防止を図る上で大変重要です。

また、高齢者や障害者など特に配慮する必要がある人への支援を推進することが重要となります。

● 市の取組

市営住宅への受け入れ	建築住宅課
矯正施設等に対し、市営住宅についての情報提供を行うとともに、保護観察対象者等の市営住宅の入居における配慮の必要性の検討を行います。	
共同生活援助の利用支援	障害福祉課
障害がある人が自立した生活を送ることができるよう、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄または食事など日常生活上の援助を行います。	
住まいの情報提供	長寿介護課
	障害福祉課
	建築住宅課
高齢者や障害者といった住居の確保に特に配慮を有する人の居住の安定確保を推進します。	

● 関係機関・団体の取組

住まいの情報提供及び住居支援	白山市社会福祉協議会
総合支援資金及び住居確保給付金を活用し、居住可能な住居を確保できるよう、居住支援法人等と連携しながら支援を行います。	

3 保健医療・福祉的支援

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

高齢者や障害のある者等、適切な支援がなければ自立した生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。

● 現状と課題

全国では刑法犯の検挙人員総数が減少する中、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢層別で見ると、近年最も多くなっています。また、刑務所等から出所した者が出所後2年以内に再入所する割合についても、高齢者の割合が高く、その中には極めて短期間での再入所も多くなっています。

地域包括支援センター等と地域の支援関係者や関係機関との連携を強化し、罪に問われた高齢者、障害のある人、生活困窮者に対して、その状況に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう支援します。民生委員⁸・児童委員⁹や社会福祉協議会等との連携を強化し、生活福祉資金¹⁰の貸与等、日常生活における福祉的支援を進める必要があります。

● 市の取組

高齢者に関する相談支援	長寿介護課
地域包括支援センターにおいて、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等が中心となり、介護や認知症・医療・介護予防・生活支援などさまざまな面から包括的に支援します。	

⁸ 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

⁹ 児童委員は民生委員が兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

¹⁰ 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としている。

障害に関する相談支援	障害福祉課 発達相談センター
<p>障害者、障害児の保護者や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、障害のある人の生活全般に関して相談支援専門員と連携して、適切なサポートをします。</p> <p>また、ひきこもりに関する相談や発達障害に関する相談に対し、それぞれ専門機関において支援します。</p>	
罪に問われた者等に対する保健医療・福祉サービスの周知	長寿介護課 障害福祉課 こども子育て課
<p>出所後、医療や福祉サービスについて、不自由なく受けられるよう周知し、安心・安定した生活を送れるよう支援します。</p>	
子育て世帯に関する相談支援（利用者支援事業）	こども子育て課 （子育て支援センター）
<p>子どもの健やかな成長のために、子どもやその保護者、または妊娠している方が、教育保育施設や地域の子育て支援事業を利用しやすいように、情報提供・相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整を行います。</p>	
ファミリーサポートセンター事業	こども子育て課
<p>保育施設の送迎や保護者の通院の際の一時的な子どもの預かりなど、子育ての援助をして欲しい人へ、ファミリーサポートセンターを通じて協力会員を紹介し、子育ての負担・不安の軽減を図ります。</p>	
就学援助制度	学校教育課
<p>経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者を対象に学用品費・給食費など学校にかかる費用の一部を支給することで、負担の軽減を図るとともに、児童及び生徒が教育を受けられる環境を整備します。</p>	

● 関係機関・団体の取組

福祉に関する相談支援	白山市社会福祉協議会
<p>障害の有無に関わらず、地域で暮らす全ての人からの様々な困りごとや悩みごとの相談に応じ、関係機関と連携しながら問題を解決できるよう支援します。</p>	
誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進	白山市社会福祉協議会
<p>生活福祉資金等の貸付、日常生活自立支援事業、その他一般相談などにより、年齢や障害の有無に関わらず、地域住民の暮らしの相談や支援に取り組みます。</p> <p>地域にある問題や困っている人を把握し、民生委員や関係機関と連携して、適切な福祉情報やサービスの提供が図れるよう支援します。</p>	
地域生活定着支援センターの運営	石川県地域生活定着支援センター
<p>矯正施設出所後や刑事司法手続きの段階にある被疑者等で、頼れる身寄りもなく、住居が確保できないなどの事情により、社会復帰が困難な高齢者及び障害者の社会復帰を支援するため、県では、地域生活定着支援センターを運営しています。</p> <p>同センターでは、保護観察所、矯正施設、市町、地域包括支援センター、相談支援事業所、福祉施設等と連携し、矯正施設入所中又は刑事司法手続きの段階にある被疑者等が、出所後又は釈放後、ただちに福祉サービスなどを利用できるよう、受入れ先施設等の調整や福祉サービス利用等に必要な手続きに関するコーディネート業務、出所後のフォローアップ業務、相談支援等を行っています。</p>	

(2) 薬物等の依存を有する者への支援

薬物事犯は、依存からの脱却には長い期間を要し、再犯リスクが極めて高いことから、更生保護関係機関のほかに医療機関の継続的な治療のほか、より多くの機関・団体との連携した支援が必要です。

● 現状と課題

石川県警察における薬物事犯による令和2年の検挙人員は99人（但し、少年は除く。）、再犯者数71人（再犯率は71.7%）であり、同じく白山警察署での薬物事犯の検挙人員は9人（但し、少年は除く。）、再犯者数は5人（再犯率55.6%）となっており、いずれも刑法犯検挙に関する再犯者率（県：51.5%、白山署：49.7%）と比較し、高くなっています。

● 市の取組

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）	いきいき健康課
薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。	
薬物乱用防止教育（再掲）	学校指導課
石川県薬物乱用対策推進本部と連携して、市内の小中学校の児童、生徒を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。	
強調月間・啓発月間・強化期間等の取組	市民相談室 地域安全課
「社会を明るくする運動強調月間」、「再犯防止啓発月間」、「薬物乱用防止広報強化期間」である7月に、市・学校・家庭・地域及び関係機関が一体となって、薬物等への規範意識を醸成します。	

● 関係機関・団体の取組

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）	白山警察署
薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。	
薬物乱用防止教育（再掲）	白山警察署
市内の小、中、高等学校や大学、高等専門学校、専修学校の児童、生徒、学生を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。	
依存症者やその家族等に対する支援の充実	石川県こころの健康センター
薬物等をやめたい人を対象に回復プログラムに基づく学びの場等を提供するほか、その家族へのコミュニケーション改善などのための家族教室を行います。専門家による依存症研修会を引き続き実施し、依存症の病理や現状を正しく理解するとともに適切な予防や対策ができるような内容の充実に努めます。	
保健医療・福祉サービスの周知	石川県障害保健福祉課
薬物等の依存症者に治療可能な医療機関や民間の立ち直り施設などを紹介するチラシを作成し、金沢保護観察所等の更生保護関係機関や民間団体が直接本人に配布するなど、薬物等の依存症者が適切な支援を受けられるよう努めます。また、薬物等の依存症者を受け入れる医療機関の開拓、周知に努めます。	
強調月間・啓発月間・強化期間等の取組	白山野々市保護区保護司会
「社会を明るくする運動強調月間」、「再犯防止啓発月間」、「薬物乱用防止広報強化期間」である7月に、市・学校・家庭・地域及び関係機関が一体となって、薬物等への規範意識を醸成します。	

4 非行の防止と修学支援

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っており、それぞれの緊密な連携の下、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

● 現状と課題

人口減少に伴う少子化を反映して、検挙人員に対する14歳以上20歳未満の少年の割合は減少傾向にあり、非行少年数も年々減少を続けています。また、高校進学率が全国で98%、県で99%を超える中、刑務所の受刑者の学歴は中学校卒業までの者が多くなっています。

学び直しを望む矯正施設出所者等に対する適切な支援が必要であるとともに、これまで関係機関・団体が実施してきた非行防止・修学支援及び啓発活動について、引き続き、取り組む必要があります。

(1) 「非行の防止」 具体的施策

● 市の取組

「社会を明るくする運動強調月間」の周知・啓発（再掲）	市民相談室
毎年7月に全国展開される「社会を明るくする運動強調月間」において、白山野々市保護区保護司会を中心に更生保護団体や地域関係者等が取り組む様々な活動の周知啓発等を支援します。	
薬物乱用防止教育（再掲）	学校指導課
石川県薬物乱用対策推進本部と連携して、市内の小中学校の児童、生徒を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。	

青少年健全育成・非行防止の啓発（再掲）	生涯学習課
<p>青少年育成センター常勤指導員及び少年育成指導員による「見える巡視・温かい声かけ」中心の巡回指導の実施など、非行防止活動に取り組みます。また、「子ども・若者育成支援協調月間」である11月に、関係団体等とともに青少年の非行防止とマナー向上に関する啓発活動を実施し、青少年の健全育成を推進します。</p>	
街頭巡視活動及び店舗との青少年の非行・被害の未然防止に係る協力体制の構築	生涯学習課
<p>市内店舗における青少年育成センター常勤指導員及び少年育成指導員による「見える巡視・温かい声かけ」中心の巡回指導の実施など、非行防止活動に取り組みます。</p>	
専門家による教育相談	学校指導課
<p>小中学校等にスクールカウンセラー¹¹や相談員を配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。</p>	
非行防止教育（再掲）	学校指導課
<p>警察と連携して、市内の小、中学校の児童、生徒を対象にいじめ、万引き、SNS等のインターネット利用に起因するトラブル等の広報・啓発の非行防止教室「ピュアキッズスクール」を実施し、非行被害の未然防止と若者の健全育成を図ります。</p>	
スクールサポーター	学校指導課
<p>学校、児童相談所その他の関係機関・団体と緊密に連携しながら、総合的な非行防止対策を行います。</p>	
教育相談	教育センター
<p>不登校・いじめ・問題行動等の悩みを抱える子どもとその家族のために、「教育相談」を窓口とし、必要な支援につなげます。</p>	
ホームフレンド（児童訪問援助）事業	こども子育て課
<p>ひとり親家庭の児童が気軽に相談することができる、大学生などのホームフレンドを児童の家に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、簡単な学習指導や生活面の指導を行います。</p>	

¹¹ 児童生徒の臨床心理に関して専門知識や経験を有し、学校において児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家である。

学習ボランティア事業	こども子育て課
ひとり親家庭の中学生・高校生を対象に、現役大学生や教員資格を持つボランティアが学習指導や進学相談を行います。	
生活保護受給者学習支援事業	生活支援課
生活保護受給世帯の小学生・中学生・高校生を対象に、NPO法人職員等が学習指導や進学相談を行います。	
子どもの居場所（こども食堂や学習支援）	こども子育て課
こども食堂や学習支援など、子どもの居場所の開設・運営に取り組みます。	
こども食堂の開設促進	こども子育て課
民間事業者等が実施している食事の提供や学習支援などの、子どもの居場所づくりに関する取組を促進します。	
子ども相談室・家庭児童相談室	子ども相談室 家庭児童相談室
18歳未満の子どもに関するさまざまな相談を受け付けます。	

● 関係機関・団体の取組

少年犯罪立ち直り支援活動	白山警察署
少年警察ボランティアや少年担当警察職員が、犯罪や非行を繰り返すおそれのある少年の立ち直り支援に当たり、再び非行に走ることを防止します。	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）	白山警察署
薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。	
薬物乱用防止教育（再掲）	白山警察署
市内の小、中、高等学校や大学、高等専門学校、専修学校の児童、生徒、学生を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。	

青少年の万引き対策	白山警察署
<p>地域のみんなで、青少年を見守り、積極的に声かけを行い、絆を深めることにより、健全育成に向けた地域づくりを推進します。店舗では、関係機関と連携し、青少年が万引きをしない、させない環境づくりを推進します。</p> <p>家庭や学校等で、「万引きは犯罪」という認識を広め、青少年の規範意識の高揚に向けた取組を推進します。</p>	
更生保護女性会による活動	白山北・野々市地区更生保護女性会 白山南地区更生保護女性会
<p>更生保護施設の徳風苑親和寮（金沢市宝町）に入寮している寮生に対し、夕食（おふくろの味）づくりをすることで更生支援を図ります。また、「愛のかきやま」を販売し、収益金を更生保護女性会の活動費として、更生保護、犯罪予防活動に活用します。</p>	

(2) 「修学支援」 具体的施策

● 市の取組

就学援助制度（再掲）	学校教育課
<p>経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者を対象に学用品費・給食費など学校にかかる費用の一部を支給することで、負担の軽減を図るとともに、児童及び生徒が教育を受けられる環境を整備します。</p>	
専門家による教育相談（再掲）	学校指導課
<p>小中学校等にスクールカウンセラーや相談員を配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。</p>	
教育相談（再掲）	教育センター
<p>不登校・いじめ・問題行動等の悩みを抱える子どもとその家族のために、「教育相談」を窓口とし、必要な支援につなげます。</p>	

5 関係機関・団体等との連携強化

更生保護行政を担う国と、住民に身近な県・市が相互に連携し、さらには市と地域の関係者が連携して重層的に取り組みを進めることが重要です。

● 現状と課題

本市が更生支援等に取り組むに当たっては、罪に問われた者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報が十分でないことが課題の一つとなっています。

再犯を防止するため、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援後においても、継続的な更生支援を受けることを希望する者の個別の必要性に応じ、関係機関・団体等と連携することが必要です。

更生支援の連携の仕組みを構築するに当たっては、国、県、市及び協力団体等が罪に問われた者等に関する情報の共有を図り、包括的に協議する場を継続的に設けることや、個別案件に対しては、検討を重ねるなど更生支援が効果的に行われるよう取り組まなければなりません。

● 市の取組

協力団体等の啓発活動への支援	市民相談室
白山野々市保護区保護司会、白山南、白山北・野々市地区更生保護女性会などの協力団体を実施する更生保護活動を支援するとともに、イベント等で協力団体等の活動のPRなど、更生保護活動への理解の醸成を図り、保護司 ¹² をはじめとする協力者の確保と活動の活性化を促進します。	
人権に関する相談	市民相談室
刑を終えて出所した人やその家族等に対する偏見差別に悩む相談者に対し、人権擁護委員はじめ、関係機関と連携・調整を図りながら助言を行い、就労や安定した生活の確保に向け、適宜関係機関へつなげます。	

¹² 保護観察処分中の犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行う。その他、生活環境の調査や犯罪予防活動なども行うボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員である。

面接・相談場所の提供	生涯学習課
保護観察対象者の居住する地域の生涯学習施設等を保護司との面接の場として提供します。	

● 関係機関・団体の取組

刑事手続終了後の支援	金沢地方検察庁
<p>刑事手続の終了後、社会復帰に向けた支援を行います。不起訴処分又は懲役・禁錮刑の執行猶予付き判決を受けるなど、釈放となった者等について、住居確保・就労支援を必要とする場合は、保護観察所へ引き継ぎ、更生保護施設や自立準備ホーム等へつなぎます。</p> <p>また、福祉・医療等の支援を必要とする場合は、社会福祉士のアドバイスを参考にするなどして、生活保護の受給等については各自治体の福祉窓口、介護を必要とする高齢者については地域包括支援センター、高齢者又は障害者については石川県地域生活定着支援センター等の機関へつなぎます。</p>	

参 考 资 料

参考資料 1

1 石川県警察 罪種別検挙人員中の再犯者数及び再犯者率

(刑法犯、特別法犯のうち覚醒剤取締法・麻薬等取締法・大麻取締法を含む。少年は除く。)

罪種別	検挙人員 (少年を除く)	検挙人員		初犯者			再犯者			再犯率			
		男	女	男	女		男	女	男	女			
H29	刑法犯総数	1,327	1,007	320	588	417	171	739	590	149	55.7%	58.6%	46.6%
	うち)凶悪犯	17	14	3	8	5	3	9	9		52.9%	64.3%	
	うち)粗暴犯	268	253	15	138	124	14	130	129	1	48.5%	51.0%	6.7%
	うち)窃盗犯	779	511	268	302	175	127	477	336	141	61.2%	65.8%	52.6%
	うち)知能犯	97	81	16	40	28	12	57	53	4	58.8%	65.4%	25.0%
	うち)風俗犯	41	40	1	20	19	1	21	21		51.2%	52.5%	
	薬物事犯検挙	62	47	15	13	7	6	49	40	9	79.0%	85.1%	60.0%
	覚醒剤取締法	54	40	14	8	2	6	46	38	8	85.2%	95.0%	57.1%
	大麻取締法	5	4	1	4	4		1		1	20.0%		100.0%
H30	刑法犯総数	1,248	977	271	600	445	155	648	532	116	51.9%	54.5%	42.8%
	うち)凶悪犯	27	27		12	12		15	15		55.6%	55.6%	
	うち)粗暴犯	274	243	31	156	133	23	118	110	8	43.1%	45.3%	25.8%
	うち)窃盗犯	679	471	208	282	175	107	397	296	101	58.5%	62.8%	48.6%
	うち)知能犯	113	93	20	42	27	15	71	66	5	62.8%	71.0%	25.0%
	うち)風俗犯	40	40		24	24		16	16		40.0%	40.0%	
	薬物事犯検挙	72	65	7	20	16	4	52	49	3	72.2%	75.4%	42.9%
	覚醒剤取締法	49	43	6	11	8	3	38	35	3	77.6%	81.4%	50.0%
	大麻取締法	21	21		8	8		13	13		61.9%	61.9%	
H31・R元	刑法犯総数	1,319	999	320	629	452	177	690	547	143	52.3%	54.8%	44.7%
	うち)凶悪犯	17	16	1	11	10	1	6	6		35.3%	37.5%	
	うち)粗暴犯	321	286	35	196	165	31	125	121	4	38.9%	42.3%	11.4%
	うち)窃盗犯	755	502	253	309	186	123	446	316	130	59.1%	62.9%	51.4%
	うち)知能犯	77	65	12	29	22	7	48	43	5	62.3%	66.2%	41.7%
	うち)風俗犯	31	31		16	16		15	15		48.4%	48.4%	
	薬物事犯検挙	77	67	10	24	18	6	53	49	4	68.8%	73.1%	40.0%
	覚醒剤取締法	44	38	6	4	2	2	40	36	4	90.9%	94.7%	66.7%
	大麻取締法	27	25	2	15	13	2	12	12		44.4%	48.0%	
R2	刑法犯総数	1,137	854	283	572	402	170	565	452	113	49.7%	52.9%	39.9%
	うち)凶悪犯	19	18	1	10	9	1	9	9		47.4%	50.0%	
	うち)粗暴犯	276	247	29	168	142	26	108	105	3	39.1%	42.5%	10.3%
	うち)窃盗犯	641	416	225	282	159	123	359	257	102	56.0%	61.8%	45.3%
	うち)知能犯	70	54	16	32	21	11	38	33	5	54.3%	61.1%	31.3%
	うち)風俗犯	37	36	1	23	22	1	14	14		37.8%	38.9%	0.0%
	薬物事犯検挙	99	85	14	28	21	7	71	64	7	71.7%	75.3%	50.0%
	覚醒剤取締法	50	40	10	6	2	4	44	38	6	88.0%	95.0%	60.0%
	大麻取締法	45	42	3	20	18	2	25	24	1	55.6%	57.1%	33.3%

2 白山警察署 罪種別検挙人員中の再犯者数及び再犯者率

(刑法犯、特別法犯のうち覚醒剤取締法・麻薬等取締法・大麻取締法を含む。少年は除く。)

罪種別	検挙人員 (少年を除く)	検挙人員		初犯者		再犯者		再犯率					
		男	女	男	女	男	女	男	女				
H29	刑法犯総数	137	112	25	71	57	14	66	55	11	48.2%	49.1%	44.0%
	うち)凶悪犯	5	4	1	1		1	4	4		80.0%	100.0%	
	うち)粗暴犯	19	19		11	11		8	8		42.1%	42.1%	
	うち)窃盗犯	81	60	21	38	28	10	43	32	11	53.1%	53.3%	52.4%
	うち)知能犯	11	9	2	4	2	2	7	7		63.6%	77.8%	
	うち)風俗犯	3	3		2	2		1	1		33.3%	33.3%	
	薬物事犯検挙	10	8	2	1		1	9	8	1	90.0%	100.0%	50.0%
	覚醒剤取締法	10	8	2	1		1	9	8	1	90.0%	100.0%	50.0%
	麻薬等取締法												
H30	刑法犯総数	164	132	32	81	59	22	83	73	10	50.6%	55.3%	31.3%
	うち)凶悪犯	4	4		2	2		2	2		50.0%	50.0%	
	うち)粗暴犯	47	41	6	28	22	6	19	19		40.4%	46.3%	
	うち)窃盗犯	77	57	20	31	21	10	46	36	10	59.7%	63.2%	50.0%
	うち)知能犯	16	12	4	7	3	4	9	9		56.3%	75.0%	
	うち)風俗犯	7	7		3	3		4	4		57.1%	57.1%	
	薬物事犯検挙	10	10		3	3		7	7		70.0%	70.0%	
	覚醒剤取締法	4	4					4	4		100.0%	100.0%	
	麻薬等取締法												
H31・R元	刑法犯総数	192	145	47	103	69	34	89	76	13	46.4%	52.4%	27.7%
	うち)凶悪犯	1	1					1	1		100.0%	100.0%	
	うち)粗暴犯	36	29	7	25	18	7	11	11		30.6%	37.9%	
	うち)窃盗犯	117	81	36	56	32	24	61	49	12	52.1%	60.5%	33.3%
	うち)知能犯	14	13	1	7	6	1	7	7		50.0%	53.8%	
	うち)風俗犯	5	5		4	4		1	1		20.0%	20.0%	
	薬物事犯検挙	7	3	1	2	2		5	4	1	71.4%	133.3%	100.0%
	覚醒剤取締法	4	3	1				4	3	1	100.0%	100.0%	100.0%
	麻薬等取締法												
R2	刑法犯総数	158	111	47	80	55	25	78	56	22	49.4%	50.5%	46.8%
	うち)凶悪犯	5	5		2	2		3	3		60.0%	60.0%	
	うち)粗暴犯	23	16	7	17	11	6	6	5	1	26.1%	31.3%	14.3%
	うち)窃盗犯	103	69	34	41	27	14	62	42	20	60.2%	60.9%	58.8%
	うち)知能犯	10	6	4	8	5	3	2	1	1	20.0%	16.7%	25.0%
	うち)風俗犯	8	8		4	4		4	4		50.0%	50.0%	
	薬物事犯検挙	9	8	1	4	3	1	5	5		55.6%	62.5%	
	覚醒剤取締法	2	2					2	2		100.0%	100.0%	
	麻薬等取締法												
大麻取締法	7	6	1	4	3	1	3	3		42.9%	50.0%		

資料：名古屋矯正管区更生企画支援課

参考資料2

国の再犯防止推進計画に提示されている5つの基本方針と7つの重点課題

[5つの基本方針]

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

[7つの重点課題]

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

参考資料3

～更生保護関係団体の取組～

1 保護司会

保護司は、その地域性や民間性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、罪に問われた者等や非行のある少年に対する指導や援助にあたるとともに、一定の区域ごとに「保護司会」を組織し、更生保護や犯罪予防のための様々な地域活動に取り組んでいます。

◎石川県保護司会連合会

県内の保護司会の連合組織であり、保護司の職務に関する研修や保護司活動に関する広報、保護司の人材確保の促進に関する活動、保護司会相互の情報交換、全県的な犯罪予防活動等を行っています。毎年7月を強調月間として展開している「社会を明るくする運動」では、本県独自の取組として「有名作家チャリティ作品展」を開催しています。

◎保護区保護司会

県内には、金沢（金沢市）、加賀（加賀市）、小松能美（小松市、能美市、川北町）、白山野々市（白山市、野々市市）、河北（かほく市、津幡町、内灘町）、羽咋（羽咋市、宝達志水町、志賀町）、七尾鹿島（七尾市、中能登町）、輪島鳳珠珠洲（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）の8つの保護区があり、それぞれに保護司会が組織され、各地域の特色を活かした犯罪予防活動を行っています。

2 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域における更生保護や犯罪予防の諸活動に協力するほか、青少年の健全育成、子育て支援等の幅広い活動を展開する女性ボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。

◎石川県更生保護女性連盟

県内の更生保護女性会の連合組織であり、矯正施設等への「愛の図書」の贈呈、金沢矯正展への協力、金沢刑務所の運動会への参加、更生保護施設徳風苑親和寮の毎週水曜日の夕食作り等の活動を行うほか、これらの活動のための資金造成と

して「愛のかきやま」販売を行っています。

◎地区更生保護女性会

県内では、金沢東、金沢西、金沢南、金沢北、金沢金石、加賀、小松、能美、白山南、白山北・野々市、河北、羽咋、鹿島、七尾、穴水、輪島、珠洲・能登の17地区の更生保護女性会が組織されており、各地域の特色を活かした諸活動を行っています。

3 BBS会 (Brothers and Sisters Movement)

「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動等への協力を行っています。

◎石川県BBS連盟

50の都道府県BBS連盟（北海道は4組織）を形作り、同連盟で地区会の統括や相互の連絡調整を行っています。

◎地区BBS会

県内には、金沢、小松能美、河北、七尾・中能登、珠洲、金城大学の6つの地区BBS会があり、子ども食堂への協力や児童福祉施設での支援活動など、各地域・学域の特色を活かした活動を行っています。

4 更生保護協会

更生保護協会は、法務大臣の認可を受けた更生保護法人です。一時保護事業として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者に対し、自立更生のための金品の給貸与を行っています。また、連絡助成事業として、保護司会や更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設などの更生保護ボランティアの活動の推進及び円滑化のための研修、資料作成、助成等を行うほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行っており、本県にも石川県更生保護事業協会があります。

5 更生保護施設

更生保護施設は継続保護事業として、罪に問われた者等のうち、頼るべき者や住居がない人を一時的に宿泊保護し、生活指導や就労支援、食事の提供などを通じて円滑な社会復帰を促す役割を担っています。

◎更生保護施設親和寮

本県には、更生保護法人徳風苑が運営する更生保護施設親和寮が金沢市にあり、刑務所出所者等が入所しており、早期自立に向けた支援を行っています。施設職員による支援等のほか、外部講師による講話やレクリエーション行事、石川県更生保護女性連盟による夕食の提供なども行われています。

6 自立準備ホーム

自立準備ホームは、更生保護施設と同様に罪に問われた者等を一時的に受け入れている民間施設です。あらかじめ保護観察所に登録した法人が、それぞれの分野における強みや特長を活かして、自立に向けた生活や就労、福祉などに関する個別的支援を行っており、県内で、4法人による11施設等が自立準備ホームとして登録されています。

7 就労支援事業者機構

平成21年に全国規模の経済団体や大手企業などが中心となって、特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構が設立され、その後、同機構の働きかけ等によって都道府県単位の就労支援事業者機構が全国に設置されました。就労支援事業者機構は、刑務所出所者等の雇用に協力する事業者の増加を図ることや、実際に雇用に至った事業者への支援活動を行うことなどをその事業内容としています。

◎特定非営利活動法人石川県就労支援事業者機構

金沢刑務所などと連携しながら、罪に問われた者等を雇用した会員事業者に対し、給与助成等の支援を行っています。

白山市更生支援・再犯防止推進計画策定委員会委員名簿

	委員名	所 属	職 名
委員長	うち けいすい 内 慶瑞	金城大学	教授
委 員	かなやま ただお 金山 忠夫	金沢保護観察所	所長
	おおはし けんぞう 大橋 憲三	白山野々市保護区保護司会	会長
	なかがわ しげこ 中川 茂子	白山南地区更生保護女性会	会長
	むらい しろう 村井 志朗	白山市社会福祉協議会	会長
	なかお かすなり 中尾 一也	白山商工会議所	事務局長
	たにくち つよし 谷口 剛	白山警察署	署長

計画の副題及びシンボルマークについて
『白山市更生支援・再犯防止推進計画～黄色い羽根計画～』



計画の副題である『黄色い羽根計画』については、「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」という“社会を明るくする運動”のシンボルマークを参考にしています。

このシンボルマークには、犯罪のない幸福で明るい社会を願うとの意味が込められています。

更生保護のシンボルマークであるひまわりの黄色と、刑期を終え出所した男性をあたたかく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福（しあわせ）の黄色いハンカチ」（1977年、山田洋次監督）から着想を得て、「社会を明るくする運動」への賛同を示す身近な協力のしるしとして、2008年に生まれました。

出典：令和2年度版 再犯防止推進白書



白山市更生支援・再犯防止推進計画
～黄色い羽根計画～
令和4年度～令和8年度

令和4年3月

発行・編集 白山市市民生活部地域安全課
〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地
TEL 076-274-9537
FAX 076-274-9535



Japan.
Committed
to the SDGs

(11都市)

